

令和3年8月11日からの大雨にかかる災害により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和3年8月11日からの大雨により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■ 今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

【島根県】 江津市（ごうつし）

邑智郡川本町（おおちぐんかわもとまち）、邑智郡美郷町（おおちぐんみさとちょう）

【広島県】 広島市（ひろしまし）全区、三次市（みよしし）、安芸高田市（あきたかたし）

山県郡北広島町（やまがたぐんきたひろしまちょう）

【福岡県】 久留米市（くるめし）

【佐賀県】 武雄市（たけおし）、嬉野市（うれしのし）、杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）

▼詳細は下記 URL をクリックしてご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)


（内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」）

以上

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

< お問合せ >

フローラル共済株式会社

 0120-26-8160（通話無料）

受付時間 9:00~18:00（土日祝日、年末年始を除く）

※携帯電話からもお掛けいただけます。